

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月20日（金）12:31～12:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

稲本 隆壽 愛媛県喜多郡内子町長

馬越 史朗 愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課長

入海 孝 愛媛県喜多郡内子町総務課長補佐

井上 留美 愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課担当係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 過疎地域における人・物の効率的な輸送に向けた自家用有償旅客運送の規制緩和
 - 3 閉会
-

○藤原次長 すみません。少し時間が過ぎてしまいましたが、わざわざ足元の悪い中、内子町長の稲本様にもおいでいただきまして、愛媛県との共同提案ということで春の段階で大変有意義な御提案を頂戴していて、少し時差があったのですが、自家用有償旅客運送の規制緩和という部分につきましての御提案を検討させていただきます。

30分の時間がございますけれども、10分ないし15分程度で御説明を頂戴いたしまして、その後、意見交換とさせていただきたいと思います。

特区ワーキンググループの八田座長が今日は御欠席でございますので、議事進行を原委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○稲本町長 内子町長の稲本でございます。

私のほうから、規制緩和等につきましてお願い申し上げたいと思うのですが、内子町は、ちょうど資料の1ページにございますように、松山から大体車で30分くらい西に走ったところにございまして、面積が約300平方キロと非常に広うございます。過疎地でございますし、中山間地域で、居住地も点在しております、8割は大体が山林だということでございます。この町の中に1万8,000人弱の人たちが居住している。

農林が基本的な産業でございますけれども、古い伝統的な街並みがあり、江戸末期から明治、大正にかけて、木ろうの生産で栄えた町で、これが文化庁の伝建の選定を受けております。古い芝居小屋等もございまして、そういったものや美しい農山村の農村景観を見に、年間に大体120万人くらいの観光客の皆さん方に来ていただいているところがございます。

5ページ、お願い申し上げたいのは、この300平方キロという広い面積の中を、真ん中の黒い線で町営バスを走らせております。周辺の赤い線でデマンドバスを走らせております。予約でございます。ことし、このデマンドバスにつきましては、国交省のほうから人間も貨物もオーケーだということで御了解をいただきました。

私が申し上げたいのは、ここの地図の左の真ん中ら辺に、道の駅「からり」というものがございます。小田支所の近くにも道の駅「せせらぎ」がございます。

農家の皆さん方、特におじいちゃんやおばあちゃんたちが、地域で自分がつくった野菜、果物等を中心にここに持ってきてくださっています。特にこの「からり」は全国モデル道の駅にも選ばれておりまして、「からり」の資料が最後に2枚ございますけれども、もう20年になるのですが、大体年間7億円以上の売り上げを誇って、社員も60名くらい採用しております。農家の皆さん方がここに出荷してくださっているのですけれども、その農家の皆さん方が大体400名くらいで、この「からり」が農家の皆さん方にとっては非常に生きがいになっている。自分でつくったものに自分で値段をつけて、喜んで買ってくださる。農家の人にとっては生きがいになっています。

ところが、この黒い線で走らせている町営バスのところあるいはこの幹線道路は非常に交通量が多いものですから、農家の皆さん方がそこに自分でトラックに積んで運んで来てくださるのは非常に危ない、交通事故にも遭いかねないということで、ここに町営バスを走らせているものですから、できたら、このバスにカボチャやダイコンやキュウリを積みさせていただけないだろうか。そして、道の駅のところに持っていったら、社員が出て、それを店頭で並べて、おばあちゃん、こんなに売れたよということを精算して返してあげる。そういうことをぜひやらせていただければありがたいと思っております。

高齢者の皆さん方の生きがいを切らないようにしないといけない。本当は、免許証は返上してくださいと言いたいのなのですが、おばあちゃんたちの生きがいを切らないように、田んぼや畑へ行って作物を育ててもらわないといけないわけですから、免許証の返上はできないだろう。しかし、交通事故だけは気をつけないといけない。そこのところを、町営で走っているバスでカバーしてあげることはできないだろうかということなのです。

ぜひひとつ御検討をいただければありがたいと思っています。

もしこれがきちんとできたら、過疎地域にとっては、恐らく全国どこでも求められている、非常に喜ばれることになるのではないかと。おじいちゃんやおばあちゃんたちが、特に道の駅のような中心的な施設とどうかかわって生きがいを持って持続させるのか。若い人たちの雇用の場にここがなっていき、地域経済を前向きにさせていくことにつながっていく。これをみんなで支えていく交通の問題は大変大きなインフラの整備だと、私は捉えているところがございます。

どうかひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

○原委員 大変ありがとうございました。

これは国土交通省さんでも検討がなされているかと思いますが、事務局でどなたかお話しできる方はいますか。

○事務局 この提案は夏の国家戦略特区の提案でも御提案いただいております、そのときの回答としまして、国交省のほうで、過疎地域で地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないといった一定の条件を満たす場合には、計画をつくらなくていいですか、簡素な手続によって自家用有償旅客運送事業者が有償で少量の貨物を運送できるような、新たな制度創設に向けて検討するというので、今年度中にその検討は行われると聞いておまして、国交省の新たな制度が御提案いただいたものに沿っているものであるかということが今後のポイントになるかと考えております。

以上です。

○原委員 まさにこちらに限らずいろいろなところで起こり得る問題ですから、こういう御提案をいただいたことがいいきっかけになって、検討も進んでいる状況だと承知しております。また制度をつくる中で私たちもこの中身をチェックしていきますけれども、きちんとしたものができ上がれば、相当程度、おっしゃっている問題には対応できるかと。

○稲本町長 ぜひよろしく願いいたします。

○藤原次長 これは法律のレベルですか。あるいは、省令とか、運用のレベルですか。

○事務局 レベルについては、まだ国交省の中で検討しているということで、未定となっております。

○藤原次長 場合によっては、次の国会で審議、法改正という議論もあり得るということですね。

○事務局 あり得るということです。

○馬越課長 法律的なところをちょっと補足させていただきますと、自家用有償旅客運送につきましては、法律上、実は通常の路線バスにつきましては、人に貨物の付随ができるという規定がございます。

今、町営バスでやっております自家用有償旅客運送につきましてはその規定がないということでございますけれども、過疎地におきましては、現実問題として自家用有償旅客運送での町村営バスが今までの路線バスを完全に代替している状況でございます、そうい

う中で、路線バスでは貨物が有償で運べるにもかかわらず、自家用有償旅客運送による町営バスでは貨物が運べない状況になっておることは御理解いただきたいと思ひます。

○原委員 ありがとうございます。

あと、事務局で何かございますか。

○藤原次長 特にはございません。

○原委員 こういったいい御提案をいただき、政府内でも検討が進んでいることを、私たちがいろいろな形でPRしていきたいと思っておりますので、また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○稲本町長 ぜひよろしくお願ひいたします。

最後に、ちょっと委員の皆様方にぜひお願ひしたいのは、最後の「からり」のところの概要が2枚あるのでございますけれども、一番最後のほうなどに、個人ではないのですけれども、おばあちゃんたちの売り上げなども入っているものですから、公表につきましては、ちょっと控えていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○原委員 承知しました。

大変ありがとうございました。